令和６年度インバウンドコンテンツ造成支援事業　募集要領

令和６年５月 15 日制定
令和６年６月７日改定

１　背景・目的

（１）　新型コロナウイルス感染症の影響で低迷した観光需要については、国内外ともに回復傾向にあります。
（２）　このような中、本県観光が持続的な発展をしていくためには、アフターコロナにおけるインバウンドや富裕層の観光需要を効果的に取り込んでいく必要があります。
（３）　そこで、茨城県では、地域の「稼ぐ力」を向上させるため、本県観光のフラッグシップとなり得るコンテンツの開発・高付加価値化等を支援します。

２　補助事業者及び補助内容等

（１）補助事業者の要件

観光協会やＤＭＯ、商工会、民間事業者など観光事業者等で本事業の主体となる団体
※　本事業は国の交付金（地方創生臨時交付金）を活用し、物価高騰の影響を受けにくい事業構造への転換を図る観光事業者等に対する支援を実施する趣旨のため、上記の対象者が主体となり提案してください。

（２）補助内容

ア　補助対象事業

以下の要件を全て満たす事業を、本補助金の補助対象とします。

・本県の観光資源（自然、絶景、歴史・芸術文化、アウトドア・スポーツ、食、産業等）を活用して、インバウンドにおける本県のフラッグシップとなるようなイベントや体験メニュー（以下、「コンテンツ」という）を造成及び提供すること。
・コンテンツは、新たにインバウンド需要を喚起するもの又は既存のインバウンド需要を増強させるものであること。
・コンテンツは、観光消費額の増加に寄与するものであること。
・補助事業終了後、自走化して翌年度以降も継続的に実施できるものであること。
・地域の関係者と連携し、対象範囲となる全ての市町村の同意を得られること。

【取組内容の例】※以下に限るものではありません。

―自然や絶景などを新たな方法で活用したもの
―非公開文化財の公開や宿泊・飲食の実現など、過去とは異なる形で文化財を活用したもの
―国際通用性のあるマンガやアニメ、映画、ロケ地等を活用したもの
―伝統工芸やスポーツ等を特別な人物とともに行うもの

―希少性や国際的な人気が高い食資源を活用したもの
―工場やインフラ施設などをこれまでにない形で活用したもの
―人気の高い空間・場所において、占有や優先的提供を行う体験であるもの
―早朝・夜間の時間帯に行われる付加価値の高い体験であるもの

イ　補助対象期間

交付決定日から令和７年２月28日まで

ウ　補助額

補助対象経費の1/2（補助上限額：10,000千円）
※最低事業費の設定はありません。
※ヒアリング等により事業費等を調整する場合があります。

エ　補助対象経費等

（ア）補助対象となる経費

コンテンツの造成費、企画開発費、備品・設備購入費、施設改修費、物品購入・製作費、会場設営費、多言語対応整備費、広告宣伝費、販路整備費用　等

（イ）補助対象外となる経費

a　本事業と直接関係のない経費
b　補助金交付決定前に生じた経費
c　補助金交付申請者の経常的な経費（人件費、光熱費、通信運搬費　など）
d　旅行者が受益する、景品の購入や割引に係る経費（食事代、宿泊代、交通費、お土産代等を含む。）
e　補助金交付申請者の会食費、弁当代等の飲食費
f　本事業における資金調達に必要となった利子
g　国又は県から本補助金以外の補助金等が充当されている経費もしくは充当される予定の経費　等

オ　収益納付

事業期間内に事業費（補助対象外経費を含む）に対して、当該補助対象となったコンテンツが直接的に生み出した売上が上回った場合、上回った利益分について、事業者と調整後に補助額から減額します。

（３）完了報告

事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日以内又は令和７年２月28日のいずれか早い日までに、県観光戦略課が委託する「コーディネート事務局」を通じて、実績報告書のほか関係書類を添えて提出してください。

（４）補助事業の伴走支援

補助事業の実施に当たっては、県観光戦略課で委託する「コーディネート事務局（伴走支援コーディネーター）」と連携のうえ、コンテンツを磨き上げながら取り組んでいただ

きます。

３　補助事業の選定

以下により審査・選定され、採択を受けた事業のみ本補助金を活用することが可能です。

（１）選定方法

県観光戦略課で委託する「コーディネート事務局」が選任する有識者等により、評価基準を整理・精査した上で、提出された書類の審査を行い選定します。

（２）主な評価項目（暫定）

①　誘客効果（インバウンド需要）
②　消費効果（高付加価値化、地域への経済効果）
④　コンテンツの内容（独自性、話題性）
⑤　海外販路の具体性
⑥　継続性、将来性
⑦　実施体制

（３）審査結果の通知

審査結果は、応募者に対して通知します。

４　提案書等の提出

（１）提出受付期間

令和６年６月 10 日（月）から令和６年６月 19 日（水）17 時まで

（２）提出書類

ア　企画提案提出書（様式１）
イ　企画提案書（様式２）　※別紙記載要領を踏まえた内容としてください。
ウ　事業計画書（様式３）
エ　事業体制図（様式４）
オ　収支計画書（様式５）
カ　実施スケジュール（様式６）
キ　市町村の同意書（様式７）

（３）提出方法

電子データ

（４）提出先

コーディネート事務局あてに電子メールで送信

送信先：iba-con@oriconsul.com（コーディネート事務局）

・　メールタイトルは、「【提出】事業名（事業主体）」としてください。
・　ファイルはオリジナルデータ（Word、Excel、PowerPoint）のまま添付してください。
・　各ファイルの名称を「0〇_様式のファイル名_事業名（事業主体）」とし、ファイル

は一式を zip ファイルに圧縮して添付ください。

・　添付サイズは 25MB 以内としてください。なお 25MB を超える場合は、２～３通に別けて送信してください。

（５）留意事項

ア　書類等の作成に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とします。

イ　申請書類の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とし、提出された資料の返却はしません。

ウ　申請書類に虚偽の記載をした場合は、応募を無効とします。

エ　申請書類について、「コーディネート事務局」から問合せをさせていただく場合があります。

５　募集内容に関する質問

（１）受付期間

令和６年５月 15 日（水）から令和６年６月７日（金）17 時まで

（２）受付方法

WEB 上の受付フォームから提出

【URL】

https://0a61418f.form.kintoneapp.com/public/70047bef08d66e80f697af509ed380b9671ae6000c48796b6fd19d95141c532d

（３）質問内容

原則として、募集内容や手続きに関する事項に限ります。

※全体や特定の事業者の応募状況に関する質問には回答しません。

（４）回答方法

順次、WEB 上で一覧形式により回答

【URL】

https://www.pref.ibaraki.jp/eigyo/kanko/senden/2024inbound.html

６　スケジュール

事業採択後、別途定める補助金交付要綱に基づき、速やかに補助金の交付申請をしていただきます。

時期		内容
令和６年	５月 15 日（水）	募集要領公開
	５月 15 日（水）から ６月　７日（金）17 時まで	質問受付期間
	６月 10 日（月）から ６月 19 日（水）17 時まで	提案書等受付期間

	７月中下旬（予定）	事業採択 補助金交付申請・交付決定 ⇒ 事業開始
令和７年	２月 28 日（金）	実績報告書提出期限

７　その他

（１）　本事業は国の交付金（地方創生臨時交付金）を活用した事業であり、会計検査院の実地検査等の対象となりますので、会計帳簿等は事業終了後５年間保管してください。

（２）　補助事業で取得した財産等の目的外使用、譲渡、担保提供、廃棄等の処分には制限があります。

８　問合せ先

茨城県営業戦略部観光戦略課観光基盤担当　目黒

〒310-8555　茨城県水戸市笠原町 978 番６

電　話：029-301-3622　FAX：029-301-3629

メール：kanbutsu2@pref.ibaraki.lg.jp

※本事業に関する質問は、「５　募集内容に関する質問」の要領で行ってください。

以　上